

第6 業務委託契約約款

平成10年4月1日飯豊町告示第50号

最終改正：平成29年3月31日告示第7号

(総則)

- 第1条 乙は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。
- 2 乙は、この契約の成果(以下「目的物」という。)を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

- 第4条 甲は必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更することができる。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(期限の延長)

- 第6条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第7条 委託業務の処理に関し生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(履行遅延の場合における延滞金)

- 第8条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は延滞金を付して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ年2.7パーセントを乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰する事由により第10条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対して遅延日数に応じ年2.7パーセントを乗じて計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

- 第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行ない甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。前項の規定はの場合準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求を受領したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により期限内又は期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号のほか契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務等の業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関与を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手としていた場合(カに該当する場合を除く)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合等不正行為があった場合の甲の解除権)

第11条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。
- (2)の2 乙が独占禁止法第7条の2第1項ただし書の規定による命令を受けなかったと認められるとき。
- (2)の3 乙が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。
- (3) 乙が独占禁止法第65条、第66条又は第67条第1項の規定による審決(独占禁止法第66条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。)を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。
- (4) 乙が前号に規定する審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の

規定による刑に処せられたとき。

- 2 乙は、この契約に関して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙が前項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、乙は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に納付しなければならない。

(違約金)

第12条 前条により、甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(談合等に係る違約金)

- 第12条の2 乙はこの契約に関して第11条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、違約金として、業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期限までに納付しなければならない。ただし甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期限までに納付しないときは、乙は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に納付しなければならない。
 - 3 委託業務が完成した後に、乙が第11条の2第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
 - 4 第1項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

- 第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 乙は、甲の承諾なく、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(前金払)

- 第14条 乙は、業務委託料が1件100万円以上の業務委託については、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、頭書の履行期限を保証期限とし、同条第2項に規定する前払金の保証に関する契約(以下「前払金の保証契約」という。)を締結したときはその保証書(以下「証書」という。)を甲に寄託して、その証書記載の保証金額内において業務委託料の10分の3を超えない額の前払金を請求することができる。
- 2 前項の前払金の支払の時期は、前項の規定により乙が請求した日から14日以内とする。
 - 3 乙は、前払金を頭書の業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、修繕費、支払運賃及び保証料として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
 - 4 業務内容の変更その他の事由により委託金額を減額した場合は、乙はその超過額を返還しなければならない。ただし、これを返還することが前払金の使用状況等によりみて著しく不相当であると認めるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。
 - 5 前項の場合において、乙は遅滞なくその旨を保証事業会社に通知し、前払金の保証契約の保証金額を減額したときは、直ちにその証書を甲に寄託しなければならない。この場合において、前払金の保証契約の変更は、前払金の超過額を返還した後行うものとする。
 - 6 前払金の超過額返還の時期は第4項の委託金額を減額した日から30日以内とする。
 - 7 乙が第5項の期間内に前払金の超過額を返還しないときは、甲は乙に対してその未返還額につき年2.7パーセントを乗じて計算した遅延利息の支払を請求することができる。
 - 8 業務内容の変更その他の事由により工期を延長した場合においては、乙は直ちに前払金の保証期間をその延長した工期まで延長し、その証書を甲に寄託しなければならない。
 - 9 事業内容の変更その他の事由により工期を短縮した場合においては、乙は遅滞なく保証事業会社に通知したときは直ちに証書を甲に寄託しなければならない。この場合において、変更後の保証期間は工期短縮の履行期限とする。
 - 10 乙が第3項又は第8項の規定に違反したときは、甲は乙に対して甲の指定した期間内に前払金支払額を返還することを請求することができる。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

発注者

飯豊町長

印

受注者

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(注) 1 発注者は町長、受注者は受託者をいう。

2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。